

4月9日以降の保育について

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

淡路市健康福祉部子育て応援課

淡路市立・私立保育所（園）・認定こども園

4月7日に政府から新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

市内の保育所（園）、認定こども園につきましては、4月1日より通常通り開園しておりますが、上記の宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、この期間中（5月6日まで）は可能な限り、自宅での保育をお願いします（登園を制限するものではありません）。

なお、登園される場合は、自宅での検温等による体調の確認をお願いします（発熱等により体調に不安がある場合は登園を見合わせていただきますようお願いします）。

保護者の皆様には、ご負担をお掛けいたしますが、感染拡大防止の観点からご理解ご協力をお願いします。